

介護予防・日常生活支援事業について（総合事業）

要支援１・２の方は 訪問型サービスと通所型サービスの 内容を選ぶことができます

介護保険法の改正により、平成29年4月から、**要支援１・２の認定を受けている方**の訪問型サービス（ホームヘルプサービス）と通所型サービス（デイサービス）がこれまでの保険給付から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）に移行しています。

総合事業は、高齢者の皆さまが、住み慣れた地域で元気に自立した生活を送ることができるよう、地域全体で支えていくとともに、ご自身が持つ能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防していくことを目的に、美作市が実施するものです。

新しくサービス利用を考えられている方や、現在サービスを利用されている方は、ご自身の身体状況や日常生活状況等により、**総合事業を利用することが可能です**。

訪問型サービス

介護予防訪問サービス （国基準型訪問サービス）

ホームヘルパーによる掃除・洗濯・調理・買物・薬の仕分けの見守り・健康チェック・本人の状態の観察・その他関係機関との連携など生活支援を提供

生活援助型訪問サービス （市基準型独訪問サービス）

ホームヘルパー、または市の研修を受けた方などによる掃除・洗濯・調理・買物・本人の状態の観察・その他関係機関との連携など生活支援を提供

通所型サービス

介護予防通所サービス （国基準型通所サービス）

健康チェック・食事・入浴介助・機能訓練・レクリエーション（趣味活動・体操等）・その他関係機関との連携などを提供

生活援助型通所サービス （市基準型通所サービス）

日常生活上の支援や、生活機能の維持、向上を図るため、体操やレクリエーション等を中心にしたサービスを提供



※サービス内容は一例です。詳細は事業所により異なります。

お問合せ先：美作市役所 健康政策課 ☎0868-75-3912

介護予防・日常生活支援事業について（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業では こんなサービスが利用できます。

訪問型サービス（日常生活の困難な事の手助けをしてもらう）

介護予防訪問サービス（国基準型）

ホームヘルパーによる掃除・洗濯・調理・買物・薬の仕分けの見守り・健康チェック・本人の状態の観察・その他関係機関との連携など生活支援を提供し、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。

利用回数 週1回～
利用者の状態・支援内容に応じて決まります。
利用料 月額制で週の利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

週1回程度利用	1,176円
週2回程度利用	2,349円
週2回程度を超える利用 （要支援2のみ）	3,727円

生活援助型訪問サービス（市基準型）

ホームヘルパー、または市の研修を受けた方などによる掃除・洗濯・調理・買物・本人の状態の観察・その他関係機関との連携など生活支援を提供し、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。

利用回数 週1回～2回まで
利用者の状態・支援内容に応じて決まります。
利用料 利用回数により異なります。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす

利用時間 20分～45分未満	183円
利用時間 45分～60分程度	225円

通所型サービス（施設に通って食事や運動などのサービスを受ける）

介護予防通所サービス（国基準型）

健康チェック・食事・入浴介助、機能訓練、レクリエーション（趣味活動・体操等）・その他関係機関との連携などが提供されます。

利用回数 週1回～
利用者の状態・支援内容に応じて決まります。
利用料 月額制で週の利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1／週1回程度利用	1,672円
要支援2／週2回程度利用	3,428円

※食費、日常生活費は別途必要になります。

生活援助型通所サービス（市基準型）

日常生活上の支援や生活機能維持や向上を図るため、体操やレクリエーション等を中心にしたサービスが提供されます。

利用回数 週1回～2回（週2回利用は要支援2のみ）
利用者の状態・支援内容に応じて決まります。
利用料 利用回数により異なります。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす

1回	310円
----	------

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。2割の方は2倍の額になります。

※令和4年7月現在のものです。今後、必要に応じて更新いたします。

お問合せ先：美作市役所 健康政策課 ☎0868-75-3912